

計算書類に対する注記（発達支援センター事業拠点用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等 — 償却原価法
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの — 決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く） — 定額法
- ・無形固定資産（リース資産を除く） — 定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末退職金要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を計上している。

- ・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、計上している。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には計上していない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当拠点区分で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金

全正規職員について、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する退職手当積立基金制度に加入している。

(2) 民間退職共済制度

全正規職員及び無期雇用契約を締結する臨時職員等について、一般財団法人岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職手当共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりである。

- (1) 発達支援センター事業拠点計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））
 - 児童発達支援事業
 - 発達相談支援事業（受託）
 - 発達相談支援事業（指定）
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））
 - 児童発達支援事業
 - 発達相談支援事業（受託）
 - 発達相談支援事業（指定）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	3,421,616	2,366,173	1,055,443
合計	3,421,616	2,366,173	1,055,443

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の 当期末残高
児童発達支援事業利用者	34,470	0	34,470

岐阜県国民健康保険団体連合会	7,439,459	0	7,439,459
合 計	7,473,929	0	7,473,929

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の
状態を明らかにするために必要な事項

該当なし